

高知県森林整備公社経営改善事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県森林整備公社経営改善事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、一般社団法人高知県森林整備公社（以下「公社」という。）が高知県森林整備公社経営検討委員会において報告された「高知県森林整備公社の経営改革プラン」に基づき実行する経営の改善を支援するため、次に掲げる事業に係る経費の一部について予算の範囲内で補助金を交付する。

(1) 経営改善業務事業

- ア 分収割合等の見直し、契約解除及び延長に関する土地所有者との交渉業務
- イ 公社経営改善策に係る土地所有者の意向調査業務
- ウ 民間林業事業体への分収林管理委託の推進業務
- エ アからウまでに掲げるもののほか、公社の経営の改善に関する業務

(2) 現地調査事業

- ア 非経済林の時価評価委託
- イ 経済林のうち契約変更が困難で、契約満了に伴い実施する主伐のための時価評価委託

(3) 保育事業

- 除伐や保育間伐等の委託業務

(4) 作業道改良及び修繕事業

- ア 既設作業道の改良委託業務
- イ 災害により被災した既設作業道の修繕委託業務

(補助率及び補助対象経費)

第3条 前条に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）、補助対象経費及び補助率については、別表第1に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、公社は、県税の滞納がないことを証する書類等関係書類、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同意書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、県税の納税義務者でない場合にあつて

は、その旨の申立書を提出するものとする。

- 2 公社は、前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助の条件）

第 5 条 補助金の交付の目的を達成するため、公社は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1） 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - （2） 補助事業の実施に当たっては、別表第 2 に掲げるいずれかに該当すると認められる者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
 - （3） 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業の終了の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならないこと。
- 2 知事は、公社が補助金を他の用途に使用し、その他補助事業に関して補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は規則若しくは要綱若しくはこれらに基づく県の処分に違反したときは、当該補助金の交付の決定の全部又は一部を補助金の確定があった後においても取り消すことができる。

（補助事業の変更）

第 6 条 公社は、事業計画を変更しようとする場合は、別記第 2 号様式による補助金変更承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による変更の承認を必要とする事項は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - （1） 補助事業の中止又は廃止
 - （2） 補助金額の増額又は 20 パーセントを超える額の減額

（概算払の請求手続）

第 7 条 公社は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 3 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告等)

第8条 規則第11条第1項の規定による補助事業等実績報告書の様式は、別記第4号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日まで知事に提出しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、翌年度の4月15日までとする。

2 公社は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、前項の補助事業等実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかなきときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 公社は、第4条第2項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした場合であって、第1項の補助事業等実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合は、減じた額を上回る部分の金額）を別記第5号様式により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

(グリーン購入)

第9条 公社は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第10条 補助事業又は公社に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項に規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(附則)

1 この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

2 この要綱は、令和10年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条、第8条第3項及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成25年6月4日から施行し、平成25年度高知県森林整備公社経営改善事業費補助金から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 26 年 4 月 21 日から施行し、平成 26 年度高知県森林整備
公社経営改善事業費補助金から適用する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 5 年 3 月 23 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 6 年 3 月 21 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 7 年 3 月 24 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

補助対象事業	補助対象経費		補助率
	区 分	内 容	
(1) 経営改善業務事業	職員又は嘱託職員の 人件費及び旅費、報償 費、需用費（食糧費を 除く。）、役務費並びに 使用料	人件費とは、職員又は嘱託職員 の給与手当（給料、期末手当、 勤勉手当、時間外勤務手当、通 勤手当）、法定福利費等（健康保 険料負担金、厚生年金保険料負 担金、児童手当拠出金、雇用保 険料負担金、労災保険料負担金 （法定外労災保険料を含む。） 及び福利厚生費（健康診断受診 料）とする。	定 額
(2) 現地調査事業	現地調査委託料	非経済林の時価評価及び経済 林のうち契約変更が困難で、契 約満了に伴い実施する主伐の ための時価評価に必要な現地 の標準地調査を委託するため に必要な経費とする。	
(3) 保育事業	保育事業委託料	除伐や保育間伐等を委託する ために必要な経費とする。	定額 ただし、他 の補助事業 を併用する 場合は、そ の補助金額 を差し引い た額以内。
(4) 作業道改良及 び修繕事業	作業道改良及び修繕 委託料	既設作業道の改良及び災害に より被災した既設作業道の修 繕を委託するために必要な経 費とする。	事業費の 50 パーセント 以内

（注 1）（3）の事業については、森林環境保全直接支援事業を併用する場合、対象としない。

（注 2）（4）の事業については、管理主体が地方公共団体の場合、原則対象としない。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別記

第 1 号様式（第 4 条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住所
申請者
氏名
生年月日

令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業費補助金交付申請書

高知県森林整備公社経営改善事業費補助金交付要綱第 4 条第 1 項の規定により、
令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業費補助金の交付を関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

- 1 交付申請額 金 円
2 事業の目的

- 3 事業計画書（別紙 1）
4 収支予算書（別紙 2）
5 事業実施予定期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

（注 1） 経費の明細が分かる書類及び県税の滞納がないことを証する書類（県税事務所で発行
する納税証明書）、県に対する税外未収金債務の滞納がないことの誓約書及び県の補助
事業所管課が税外未収金債務の滞納の有無について関係課に照会することに対する同
意書（別紙 3）を添えてください。ただし、県税の納税義務者でない場合にあっては、
その旨の申立書を提出するものとする。

（注 2） 別表第 1 の（3）の事業については、事業の概要及び必要性が分かる資料（当該造林
地の概要、位置図、図面及び写真等）、事業費が分かる資料、当該分収造林契約書の写
し、他の補助事業を併用する場合は試算表及び施業地管理表を添付するものとする。

（注 3） 別表第 1 の（4）の事業については、事業の概要及び必要性が分かる資料（当該造林
地の概要、位置図、図面及び写真等）、事業費が分かる資料、当該分収造林契約書の写し
及び作業道台帳を添付するものとする。

別紙 1

事業計画書

単位：円

事業区分	事業項目	事業内容	事業費	積算基礎
経営改善業務事業				
現地調査事業				
保育事業				
作業道改良及び修繕事業				
計				

別紙 2

收支予算書

1 收入

単位：円

[illegible]

2 支出

単位：円

[illegible]

別紙3

誓約書兼同意書

私は、高知県森林整備公社経営改善事業費補助金の申請に当たり、高知県に対する下記の税外未収金債務の滞納がないことについて誓約します。

また、上記について、県の補助事業所管課が関係各課に対して照会すること（関係各課への個人情報の提供及び滞納の有無に関する情報の共有）に同意します。

誓約の内容に偽りがあった場合は、当該補助金の不交付の決定又は交付の決定の取消し及びこれに伴う補助金の返還に異議なく応じます。

- ・中小企業高度化資金貸付金、産業パワーアップ融資及び中小企業設備近代化資金貸付金償還金
- ・農業改良資金貸付金償還金
- ・林業・木材産業改善資金貸付金償還金
- ・沿岸漁業改善資金貸付金償還金

令和 年 月 日

高知県知事 様

所在地

(代表者・職) 氏名 (自署)

第 2 号様式（第 6 条関係）

令和 第 年 月 日

高知県知事 様

住所
申請者
氏名

令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業費
補助金変更（中止・廃止）承認申請書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更の決定）通知がありました令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、高知県森林整備公社経営改善事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）の理由
- 2 交付決定済金額 金 円
- 3 変更交付申請額 金 円
- 4 事業変更計画書（別紙 4）
- 5 変更収支予算書（別紙 5）
- 6 事業完了予定年月日

（注） 経費の明細が分かる書類を添えてください。

別紙 4

事業変更計画書

単位：円

事業区分	事業項目	事業内容	事業費	積算基礎
経営改善業務事業				
現地調査事業				
保育事業				
作業道改良及び修繕事業				
計				

(注) 変更前を上段に、変更後を下段に記入してください。

別紙5

変更収支予算書

1 収入

単位：円

区 分	変更前金額	変更後金額	差引き増減額	備 考
計				

2 支出

単位：円

区 分	変更前金額	変更後金額	差引き増減額	備 考
計				

第3号様式（第7条関係）

令和 第 年 月 日

高知県知事 様

住所
申請者
氏名

令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業費補助金概算払請求書

金 円

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更の決定）通知がありました令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業費について、高知県森林整備公社経営改善事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり概算払によって交付されるよう請求します。

記			
補助金交付決定額	金		円
既 交 付 額	金		円
今 回 請 求 額	金		円
残 額	金		円

振込口座

金融機関	
預金種別	普通・当座
口座番号	
口座名義	

（注） 今回の請求額の算出根拠として事業の進捗状況が分かる資料を添えてください。

第4号様式（第8条関係）

令和 年 月 日
第 号

高知県知事 様

住所
申請者
氏名

令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更の決定）通知がありました令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業について、高知県森林整備公社経営改善事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて、その実績を報告します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 事業実績書（別紙6）
- 3 収支精算書（別紙7）
- 4 事業実施期間
令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

（注1）経費の明細が分かる書類を添えてください。

（注2）別表第1の（3）及び（4）の事業については、実施状況の分かる資料を添付してください。

別紙 6

事業実績書

単位：円

事業区分	事業項目	事業内容	事業費	積算基礎
経営改善業務事業				
現地調査事業				
保育事業				
作業道改良及び修繕事業				
計				

別紙 7

収支精算書

1 収入

単位：円

区 分	計 画 額	実 績 額	差引き増減額	備 考
計				

2 支出

単位：円

区 分	計 画 額	実 績 額	差引き増減額	備 考
計				

第 5 号様式（第 8 条関係）

令和 第 年 月 日

高知県知事 様

住所
申請者
氏名

消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書

令和 年 月 日付け高知県指令 第 号で補助金の交付の決定（又は変更の決定）通知がありました令和 年度高知県森林整備公社経営改善事業費補助金について、高知県森林整備公社経営改善事業費補助金交付要綱第 8 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

高知県補助金等交付規則第 12 条の規定による 補助金の確定額（補助金交付決定額）	円
実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等	(a) 円
消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等	(b) 円
補助金返還相当額	(b) － (a) 円

(注) 積算の内訳資料を添えてください。